

YOKOHAMA Hack! 実証実験負担金取扱要綱

制定 令和4年9月16日 デヂ第172号（本部長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市が運営する創発・共創のプラットフォーム「YOKOHAMA Hack!」を通じて、市長が、民間企業等と横浜市市民協働条例（平成24年6月条例第34号）第12条第1項の規定に基づき協働契約を締結し実施する実証実験（以下、「実証実験」という。）の経費の一部を負担するYOKOHAMA Hack! 実証実験負担金（以下、「負担金」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

（対象となる事業）

第2条 この要綱における負担金の対象となる事業は、YOKOHAMA Hack!において横浜市が提示した行政課題及び社会課題の解決に向けて行う実証実験とする。

（対象となる法人）

第3条 負担金の交付対象となる法人は、実証実験を実施する民間企業、NPO団体、学校その他の法人（以下、「実証実験実施者」という。）のうち、次のいずれにも該当しない者とする。

- （1）横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団
- （2）法人の代表者又は役員が横浜市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員に該当する者
- （3）次の税金について滞納がある者
 - ア 横浜市税（市民税・法人市民税・固定資産税・都市計画税・固定資産税・事業所税）
 - イ 消費税及び地方消費税

（対象経費）

第4条 横浜市及び実証実験実施者は、実証実験が営利を目的としない公益的な活動であることを踏まえ、必要な経費について適切な執行を行うものとする。

- 2 横浜市は、実証実験実施者が実証実験のために要した経費のうち、横浜市が負担することが適当と市長が認めた経費について負担することができる。
- 3 前項の横浜市が負担する経費は、実証実験以外の目的に流用できないものにかかる費用で、次の各号に該当するものとする。ただし、公益上必要性が認められない経費等、横浜市が負担することが不適当な経費は除く。
 - （1）外部経費（ただし、自社製品の調達及び他の事業者へ委託する必要のない委託費等

合理的な理由が認められない経費は除く。)

(2) 内部経費のうち、システムの設定及びシステムを稼働させるための環境構築等にかかる作業費、その他実証にあたって特に重要なものと市長が認める経費

4 実証実験の負担金は、実証実験ごとに上限額を市長が定める。

5 実証実験が複数の年度にまたがる場合、すべての期間の負担金の合計は市長が定める上限額を超えない範囲とする。

(負担金の決定)

第5条 実証実験ごとの負担金の対象とする経費の内容は、市長と実証実験実施者が協議し、決定するものとする。

2 前項における協議において、実証実験実施者は、次に掲げる事項を市長に提示するものとする。

(1) 法人名及び住所、代表者の氏名

(2) 負担金の対象としたい経費の目的、内容

(3) 負担金の対象としたい経費予定額及びその算出の根拠に関する事項

(4) 第3条第3号に該当しないことを証する書類

(5) その他市長が必要と認める事項

3 第1項において決定した内容について、市長と実証実験実施者は、横浜市の会計年度ごとに、協働契約に基づく覚書を締結するものとする。

4 市長は、実証実験が完了した後に、負担金を支払うものとする。ただし、市長が実証実験の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、実証実験の完了前に負担金の全部又は一部を支払うことができる。

5 前項ただし書の規定により実証実験の完了前に負担金の全部又は一部の支払いを受けようとする場合は、負担金の請求及び精算にかかる事項について、第3項の覚書に定めるものとする。

(経費内容の確認)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、負担金の対象となる経費について随時、内容の確認を行うことができる。

(経費の実績報告及び請求)

第7条 実証実験実施者は、実証実験が完了し負担金の請求を行うまでに負担金の対象となる経費について遅滞なく市長に報告しなければならない。

2 実証実験が複数の年度にまたがる場合、会計年度が終了した時点で当該年度の負担金の対象となる経費について市長に報告しなければならない。

3 実証実験実施者が市長への報告に用いる書類は、次のとおりとする。

- (1) 負担金対象経費実績報告書（第1号様式）
- (2) 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し(以下、「領収書等」という。)
- (3) 第4条第3項第2号にかかる経費についての内容や内訳を示したもの

4 前項第2号に規定する書類のうち、1件の金額が100,000円未満のものにかかる領収書等については、その提出を省略することができる。ただし、市長が必要と認めるものについては、この限りでない。

(報告内容の確認)

第8条 前条第1項及び第2項に規定する報告を受けた場合において、市長は、実証実験の実施内容及び第5条第3項に規定する覚書に基づき、その報告内容が適正であるか等を確認するものとする。

2 市長は前条第1項及び第2項に規定する報告が適正と認めるときは、請求に基づき、実証実験実施者に負担金を支払うものとする。

(関係書類の保存)

第9条 実証実験実施者は、実証実験にかかる経費の支出を明らかにした書類及び帳簿等並びに第7条第3項にかかる書類を、実証実験が終了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、負担金の取扱いに関し必要な事項は、デジタル統括本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月20日から施行する。

(第1号様式)

YOKOHAMA Hack! 実証実験負担金 対象経費実績報告書

年 月 日

(報告先：乙)

横浜市長

(報告者：甲)

住 所

報告者 団体名

代表者名 職・氏名

印

令和〇年〇月〇日に甲及び乙の間で締結した「〇〇〇〇実証実験」に関する協働契約書」および覚書に基づく甲の役割の実施を完了し、負担金の対象となる経費の実績について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

- 1 対象件名 〇〇〇〇実証実験
- 2 経費対象期間 令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日 まで
- 3 負担金の対象経費の総額 〇〇〇〇〇〇円
- 4 負担金の上限額（覚書第1条の規定） 〇〇〇〇〇〇円
- 5 完了した役割と経費実績 別紙のとおり
- 6 実績明細及び添付書類 別紙のとおり

(第1号様式) 別紙

完了した役割と経費実績

実施項目	負担金の精算対象経費の内容と実績額

実績明細及び添付書類

実施項目・内容等	支出額	内容（支払い先等）	※
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
報告額の合計	円		

※ 領収書等経費の書類又はその写し等を添付する場合、通し番号